

議案第 8 2 号

令和 6 年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 6 年度霧島市下水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

記

令和 6 年度霧島市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2, 215, 428, 282	575, 033, 970	349, 176, 287
議会の議決による処分額	138, 502, 365	0	△249, 102, 365
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△110, 600, 000
資本金に組入れ	138, 502, 365	0	△138, 502, 365
処分後残高	2, 353, 930, 647	575, 033, 970	(繰越利益剰余金) 100, 073, 922

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和 6 年度霧島市下水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。